

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第6章 戦後五十年を迎えた援護施策

第1節 戦没者遺族等に対する援護施策

1995(平成7)年は、先の大戦の終結から50年という大きな節目の年であった。この50年の間に日本は飛躍的な発展を遂げたが、その陰には戦争で亡くなった人々の犠牲、戦没者遺族や戦傷病者の労苦があったことを忘れることはできない。

戦後50年を経た今日における関係者の心情や、これらの人々が高齢化していることを踏まえ、引き続き戦傷病者戦没者遺族に対する援護をはじめ、中国残留邦人等に対する援護やソ連抑留中死亡者等に関する遺骨収集等慰霊事業などに力を注いでいかなければならない。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第6章 戦後五十年を迎えた援護施策

第1節 戦没者遺族等に対する援護施策

1 戦傷病者戦没者遺族に対する援護施策等

(1)

戦傷病者および戦没者遺族に対する援護施策

援護行政は、当初は連合軍の占領下において、海外からの引揚者の援護等を中心として開始されたが、その後平和条約が締結され、1952（昭和27）年には戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定された。

昭和30年代に入って我が国経済の高度成長が始まり、社会保障制度の基盤も固まってきた。こうした情勢下において、1963（昭和38）年、戦傷病者に対し、戦傷病者手帳の交付とともに、療養の給付、補装具の支給・修理等を実施する戦傷病者特別援護法が制定され、戦傷病者戦没者遺族等援護法とともに法律による援護が行われることになった。

1)

戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

軍人軍属等であった者またはこれらの者の遺族に対しては、国が使用者の立場から補償するという「国家補償の精神」に基づき、同法により援護年金等が支給されている。ただし、1953（昭和28）年の恩給法改正により、軍人については原則として恩給法が適用されている。

2)

戦没者遺族等に対する特別給付金等の支給

これまで、終戦20周年、30周年、40周年といった機会をとらえ、国として弔慰の意を表すため、戦没者遺族であって遺族年金等の受給者がいないものに対し、特別弔慰金（10年償還の国債）が支給されてきており、終戦50周年に当たる1995（平成7）年においても同様の措置が講じられた。

また、戦没者の父母等（先の大戦により最後に残された子・孫を失った者）、戦没者等の妻、戦傷病者等の妻に対しては、特別給付金（5年または10年償還の国債）が支給されてきており、このうち1996（平成8）年に最終償還となる戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、1996（平成8）年3月の法改正により、増額して継続支給する等の措置が講じられた。

(2)

戦没者等に係る慰霊事業の実施

1)

遺骨収集

海外における戦没者の遺骨収集は、1952（昭和27）年の閣議了解に基づき、政府遺骨収集団を南方を中心とする旧主要戦域に派遣することにより行ってきている。さらに1973（昭和48）年度からは、民間団体等の協力のもと遺骨収集に努めた結果、これまでに約122万柱の遺骨が祖国に送還されている。

今後とも、確実な残存遺骨情報が寄せられた場合に、収集団を派遣し、遺骨収集を実施することとしている。また、地表に遺骨が散乱しているなど、遺族の心情を考慮すると緊急に遺骨収集をする必要がある場合もあるため、1995（平成7）年度から「遺骨収集応急派遣事業」を新設し、遺族や戦友の協力を得て、素早い遺骨収集を行えるようにしている。

また、先の大戦の後に、旧ソ連等の地域には約57万5千人（帰還者からの聴取調査により推計）が抑留され、このうち約5万5千人が抑留中に死亡した。この旧ソ連抑留中死亡者については、1991（平成3）年4月、当時のゴルバチョフ大統領の来日時に締結された旧ソ連邦との協定により、1992（平成4）年度から本格的な遺骨収集を実施しており、1995（平成7）年度までに3,773柱の遺骨を収集した。1996（平成8）年度までに、おおむね100名以上が埋葬されているすべての地域での遺骨収集に着手することとしている。

2)

慰霊巡拝等

すべての遺骨を収集することは相手国の事情等により物理的に困難なこともあることから、政府の行う遺骨収集を補足し、旧主要戦域となった地域等における戦没者を慰霊するため、1976（昭和51）年度から、遺族を主体とした慰霊巡拝を計画的に行っている。

1995（平成7）年度は、南方地域の慰霊巡拝につき、旧主要戦域を3年で一巡することとし、前年度より2地域を増やしフィリピン等7地域において参加人員も拡大して実施したところである。旧ソ連地域の墓参についても、1995（平成7）年度には、従来実施していたロシア連邦に加え、カザフスタン、ウズベキスタン両共和国で実施した。

また、戦没者遺児が旧主要戦域における人々と戦争犠牲者の遺族という共通の立場で交流し、相手国の理解を深めることにより、今後の慰霊事業の円滑な推進を図りつつ、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行う慰霊友好親善事業が1991（平成3）年度から行われており、1995（平成7）年までの5年間に、22地域で延べ1,000名以上の遺児が参加してきた。

3)

戦没者慰霊碑等建立

旧主要戦域ごとに中心となる地域1か所を選び、戦没者への慰霊と平和への思いを込めて1971（昭和46）年以来、硫黄島のほか海外11か所の計12か所に戦没者慰霊碑を建立してきた。今後、サハリン州（樺太）に「樺太・千島戦没者慰霊碑（仮称）」を建立することとしている。

また、旧主要戦域での慰霊碑とは別に、旧ソ連抑留中死亡者に係る「日本人死亡者慰霊碑」について

も、ロシア連邦ハバロフスク市に建設を進めてきたところであるが、1995(平成7)年9月12日に、400人近い戦友や遺族等の参加の下、竣工・追悼式を挙行了した。

日本人死亡者慰霊碑(ロシア連邦ハバロフスク市)



日本人死亡者慰霊碑(ロシア連邦ハバロフスク市)

(3)

戦没者追悼平和祈念館(仮称)の建設

戦没者追悼平和祈念館(仮称)については、戦没者遺児を始めとする戦没者遺族の要望を受けて、1985(昭和60)年に「戦没者遺児記念館に関する懇談会」が発足して以来、1987(昭和62)年12月の同懇談会中間報告、1992(平成4)年8月の「戦没者遺児記念館基本計画案検討委員会」による基本構想等を経て、種々検討が積み重ねられてきた。1995(平成7)年9月、戦没者追悼平和祈念館(仮称)企画検討委員会における会合において、事業内容および建物デザイン両面にわたる見直しを終え、現在、1998(平成10)年春の開館に向け準備が進められている。

同施設は、厚生省が戦没者遺族の援護施策の一環として、主に戦争に関する歴史的事実のうち戦没者遺児を始めとする戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料・情報を収集・保存し、後世代に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供しようとするものである。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第6章 戦後五十年を迎えた援護施策

第1節 戦没者遺族等に対する援護施策

2 中国残留邦人に対する援護施策

(1)

中国残留邦人問題の背景

戦前、多くの邦人が在住していた中国東北地区においては、1945（昭和20）年8月9日のソ連参戦以後、混乱を極めた避難行動により、両親、兄弟と死別し、または生別し孤児となって中国人に引き取られたり、生活の手段を得るため中国人の妻になるなどしてやむなく中国に残ることとなった「中国残留邦人」が数多く発生した。

中国からの邦人の引揚げは、1946（昭和21）年から開始され、1949（昭和24）年に社会主義体制の新中国が成立した後一時中断したが、1953（昭和28）年に再開し、1958（昭和33）年までの間に日本赤十字社や中国紅十字会などを中心に集団引揚げが行われた。しかし、1972（昭和47）年に中国と我が国との国交が正常化されるまでは、人の交流や文通などもままならない状態であった。

(2)

中国残留孤児の調査

1972（昭和47）年の日中国交正常化を契機に、中国残留孤児からの身元調査依頼が寄せられるようになった。このため、1975（昭和50）年から報道機関の協力を得た公開調査などにより身元解明の促進が図られ、1981（昭和56）年3月からは、日中両国政府で残留孤児と確認された者を一定期間日本に招き、国民各層と報道機関の協力を得て肉親捜しを行う「訪日調査」が開始された。訪日調査は1987（昭和62）年度以降の補充調査を含め1995（平成7）年度までで計26次に及んでいる。訪日期間中には、日本の現状を知る一環として、帰国孤児または二世の就職先の企業訪問や、帰国孤児の家庭訪問などの行事が行われている。

また、訪日調査対象孤児のうち、障害を有するため訪日調査に参加することが困難である孤児については、厚生省職員が訪中し聴取調査を行っている（「訪中調査」）。これまでのさまざまな調査の結果、1995（平成7）年12月末現在までに2,592名の残留孤児のうち、1,249名の身元が判明している。

訪日調査

訪日調査の対象者は、孤児であるとの本人からの申立てに基づき調査をし、日中両国政府で残留孤児と認められた者である。この調査においては、(1)厚生省職員が面接し身元の手掛りとなる申立て内容を本人から具体的に聞く面接調査と、(2)肉親関係

者が直接孤児と対面し手掛りとなる記憶や身体上の特徴などの一致点・不一致点を双方に確認してもらう対面調査が行われる。そして、肉親につながる共通点が乏しく当事者双方が判断に迷う場合には、科学的判断として血液鑑定に委ねられる場合もある。また、訪日調査の際、調査を効果的に行うために、孤児が申し立てている手掛りや面接調査の結果等が報道関係者の協力により公表されている。

なお、近年、長い年月の経過により、資料をなくしたり、記憶も薄くなる等手掛りが少なくなる一方、肉親関係者の高齢化、死亡等とあいまって対面件数は減少し、肉親探しは年々難しくなっている。

訪日面接調査



(3)

中国残留邦人に対する帰国援護

1972(昭和47)年の日中国交正常化により、多くの残留邦人から帰国の希望が寄せられるようになった。1973(昭和48)年に帰国希望者に対し援護を行うことを決定し、1974(昭和49)年に日中間の航空便の往来が行われるようになったのを機に、本格的な帰国援護が開始された。

これまでに行われてきた主な永住帰国援護には、帰国旅費の支給、日常生活上の相談・助言を行う身元引受人のあっせん、自立指導員の派遣などがある。近年では残留邦人の高齢化が進展していることに伴い、残留邦人やその配偶者だけの帰国では、帰国後の生活の安定を図ることが困難なため、1994(平成6)年度から、65歳以上の残留邦人が帰国する場合には、その残留邦人を扶養するために一緒に帰国する成人の子1世帯についても援護の対象とすることとし、1995(平成7)年度からは対象者の年齢を60歳に引き下げることにした。

また、早期に帰国を希望する者をすべて受け入れることができるよう、1993(平成5)年12月に帰国受入計画を策定して、現在、帰国の促進に取り組んでいるところである。

他方、中国に生活の基盤があるため永住帰国は望まないが、親族との再会、墓参等のための一時帰国を希望する残留邦人が増加したことから、1973(昭和48)年度から、一時帰国旅費の支給を始

め、1987(昭和62)年には、再度の一時帰国者をも支給対象者とし、1991(平成3)年度以降は、親族以外の者が受け入れを行うときの本邦での滞在費を支給し、1995(平成7)年度からは親族が受け入れる場合も支給するなど、援護の充実を図ってきた。さらに、1995(平成7)年度からは、希望者は毎年一時帰国ができるよう制度の充実を図った。

(4)

定着・自立の促進と残留邦人問題に関する普及・啓発事業

残留邦人等は長年中国社会で生活してきているため、日本に永住帰国し、定着自立するに当たり、言葉、生活習慣、就労等の面でさまざまな困難に直面する。

そこで、帰国者世帯に対し、帰国後4か月間の「中国帰国者定着促進センター」における日本語教育や基本的な生活指導、また、当座の生活費用としての自立支度金および語学教材の支給、さらに、帰国者世帯の落ち着き先の都道府県における定着自立を促進するため、中国帰国者定着促進センターを修了した者に対して、「中国帰国者自立研修センター」における8か月間の日本語指導、生活指導、就労指導および帰国者と地域住民相互の理解を深めるための地域交流事業を行っている。

その他、各帰国者世帯に対し、3年間の自立指導員の派遣、自立支援通訳派遣事業、巡回健康相談事業、身元未判明孤児の就籍援助事業などの施策を実施している。また、関係各省庁の協力を得ながら、公営住宅の優先入居、職業訓練や就労あっせん、子女の教育の機会の確保、帰国者に対する日本語教育などの施策が講じられている。さらに、厚生省をはじめ関係各省庁および地方公共団体において講じられてきた諸施策を法律上明文化し、帰国や自立の一層の推進を図るため、1994(平成6)年に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が制定された。

帰国した残留邦人およびその家族が日本社会に定着・自立するには、帰国者の努力も重要だが、地域社会を始めとする受け入れ側においても、残留邦人が長年中国で生活してきたという事情を認識し、長い目で残留邦人の定着自立を援助していくことが求められる。このような観点から、残留邦人問題に触れる機会が少ない若い世代を対象とした普及・啓発事業を行っている。1995(平成7)年度は、厚生省および財中国残留孤児援護基金主催のもと「中国残留邦人問題への理解を深める中央大会」が開かれた。戦後50年を経て、中国残留邦人問題について広く国民に知ってもらい、中国残留邦人が抱えるさまざまな困難を解決するための一助とするため開催された本大会は、約700名の参加の下、帰国者の体験発表、大臣感謝状授与、映画上映などが催された。

また、1996(平成8)年4月からは永住帰国した中国残留邦人等に対する国民年金の特例措置が施行され、残留邦人が中国等に居住していた期間が年金額に反映されることとなっている。

(5)

今後の取組み

近年、中国残留邦人の高齢化が進むにつれ、望郷の念が一層募り、また、配偶者の死亡、子どもの独立などにより、永住帰国や一時帰国を希望する傾向が強まっている。

中国残留邦人に対する援護施策は、前述の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律」で示されている施策の方向性を踏まえ、また、関係者が高齢化しているという事情にもかんがみ、関係省庁や地方公共団体とも連携して引き続き積極的に取り組むことが必要である。

中国残留邦人問題の解決には、残留邦人やその関係者のみならず、若い世代を含めた広範な国民の理解と協力が不可欠であり、政府、国民が一体となって解決すべき課題である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第6章 戦後五十年を迎えた援護施策

第2節 原子爆弾被爆者に対する援護施策

1 原子爆弾被爆者に対する援護施策の歩み

広島および長崎に原子爆弾が投下されてから半世紀が経過したが、原子爆弾による被害は、決して過去のものとなっていない。広島・長崎で被爆し被爆者健康手帳を有する人は、1994（平成6）年度末現在、全国で約33万人にのぼっている。

広島および長崎における原爆投下は、歴史始まって以来初めて人類に対して核兵器が使用されたものであり、その被害は筆舌に尽くしがたい、悲惨きわまりないものであった。熱線、爆風および放射線が瞬時にして広範な地域にわたり多数の尊い人間の生命を奪い、健康上の障害をもたらし、さらにその生活基盤を破壊した。のみならず、この惨禍による死を免れた人々の中には、現在もなお、原爆に起因する放射線的作用により、後障害に悩まされている人がある。

原爆放射線による健康上の障害には、被爆直後の急性障害に加えて、白血病、甲状腺がん等の後障害があり、これらは被爆後長い年月を経て疫学的にその存在が明らかにされてくるという特異性を有している。今次の戦争による国民の犠牲は極めて広範多岐にわたり、すべての国民がその生命・身体・財産等について多かれ少なかれ、何らかの犠牲を余儀なくされたといっても過言ではないが、原子爆弾による健康影響は、こうした原爆放射線による健康障害がみられるという点において、他の一般戦災による被害と比べ際立った特殊性を持っている。

このように、原子爆弾による健康被害が極めて特殊なものであることを踏まえ、これまで被爆者に対するさまざまな援護施策が実施されてきている。まず、1957（昭和32）年に、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が制定され、被爆者に対して健康診断および医療の給付が行われることとなった。さらに1968（昭和43）年には、被爆者の状況に応じて各種手当を支給することを内容とする原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律が制定された。このようにして、医療の給付と手当等の支給を中心とする現在の被爆者対策の基本的な枠組みが整備され、以降、手当額の引上げや相談事業を始めとする各種の福祉事業の実施など、順次施策の充実が図られてきた。

また、1994（平成6）年には、高齢化の進行など被爆者を取りまく環境の変化に対応し、それまでの施策を充実発展させた総合的な施策を講じる観点から、従来の原爆二法を一本化し、総合的な被爆者援護施策を実施するため、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（被爆者援護法）が制定された。この法律は、従来から実施されてきた医療の給付および手当等の支給に加え、特別葬祭給付金の支給、手当に係る所得制限の撤廃、福祉事業の法定化などをその内容としており、1995（平成7）年7月から施行されている。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第6章 戦後五十年を迎えた援護施策

第2節 原子爆弾被爆者に対する援護施策

2 原爆被爆者援護施策の最近の動向

(1)

特別葬祭給付金の支給

特別葬祭給付金は、被爆後50年を迎えるに際しての臨時特別の措置として、援護法により新たに設けられた給付である。具体的には、被爆者であって、かつ、被爆者対策の充実をみるまでの間に亡くなった原爆死没者と苦難をともに経験した遺族である人に対し、生存被爆者対策の一環として、10万円の記名国債が支給される。この給付金については、被爆者援護法の施行とともに申請受付が開始され、1996（平成8）年3月末現在で、約9万8千件の申請が行われている。

(2)

原爆死没者追悼平和祈念館の設置

原子爆弾によって生命を失った人々に対する哀悼の気持ちは国民すべてが等しく抱いているが、一方では、年月の経過とともに原爆被害の記憶を有する人々が少なくなり、原爆体験の風化を懸念する声もある。

このような現状を踏まえ、国として原爆の資料・情報を幅広く収集整理して後代に継承していくとともに、原爆死没者全体に対する永続的な追悼を行い、永遠の平和を祈念することを目的とする原爆死没者追悼平和祈念館を広島・長崎に設置することとなり、その準備が進められてきた。また、この事業については、被爆者援護法においても、「平和を祈念するための事業」として法文上新たに位置づけられている。

1995（平成7）年度からは、保健医療局長が主催する原爆死没者追悼平和祈念館開設準備検討会が開催され、施設の基本構想・基本計画に関するこれまでの検討を踏まえ、施設の内容についてより具体的な検討が行われている。

(3)

原爆被爆者実態調査の実施

これまで、被爆者に対する実態調査は1965(昭和40)年、1975(昭和50)年および1985(昭和60)年に実施されてきたが、被爆後50年に当たる1995(平成7)年にも、今後の被爆者対策の基礎資料を得ることを目的として、全国の被爆者健康手帳の所持者を対象とした原爆被爆者実態調査が実施された。今回の調査は、前回の調査時点からの高齢化の進行や社会環境の変化により、被爆者の生活や健康等の状況がどのように変化しているかを把握することを主眼としている。調査は1995(平成7)年11月に実施され、現在、集計が進められている。
